資料１２

総合水泳場　専用利用の調整基準

	可能な利用		利用申請受付開始時期等	利用可能コマ数
	団体	目的・内容・想定される効果		
専用（優先）	1　市 2　市体育協会・体育協会に所属する団体 3　市中学校体育連盟 4　指定管理者 5　その他特に必要と認めるもの	利用目的がスポーツの実施であり、当該行事の実施が以下の観点から市民のスポーツ振興（公共目的）につながると認められるとき。 ・スポーツ実施者拡大 ・競技力向上、大会 ・観戦型スポーツの振興	毎年 9～10 月頃、翌年度の利用について利用調整を行い、その結果に基づいて予約を行う	・年間４５日程度を目安に、大会貸出を行う。 ・土日祝日を月に 2 日相当分以上、一般利用向けに開放すること。
専用（一般）	1　市 2　国・県 3　市内の学校・保育所 4　市体育協会・体育協会に所属する団体 5　市が指導育成する団体 6　市内の官公署、会社、工場等 7　指定管理者 8　その他特に必要と認めるもの	一般の利用形態に比し、施設を専用して利用することが適当と認められるとき。	利用日の属する月の 6 ヶ月前の初日～利用日の属する月の３ヶ月前の末日	

※　原則として本表に掲げる基準に基づき専用貸出を行うが、詳細については管理を開始する前に教育委員会と協議を行うものとする。